

火薬類製造施設又は火薬庫の完成検査

(法第15条)

都道府県知事の許可を受けて、火薬類の法第3条の許可（製造の許可）、第10条第1項（製造施設の変更）、第12条第1項（火薬庫を設置、移転又はその構造若しくは設備の変更）の許可を受け、工事が完成した時は、都道府県知事の完成検査を受け、第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、使用はできません。

ただし、火薬類の製造施設又は火薬庫について、軽微な変更の工事をしようとするときは、その完成後に遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出てください。

○提出部数 電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は申請書を2部）

- 1 完成検査申請書
- 2 火薬類取締法に基づく技術上の基準に適合していることがわかる書類

○申請手数料

1 火薬類製造施設

(1) 完成検査申請 41,000円

2 火薬庫

(1) 設置又は移転 41,000円

(2) 構造又は設備の変更許可申請 23,000円

※電子申請を行わない場合は、大分県収入証紙を金額分貼付して提出して
ください

○申請にあつての注意事項

- 1 原則として申請前に消防保安室と事前に協議を行ってください。